

「第11次山口県交通安全計画」の概要

1 計画策定の趣旨

国の基本計画の改定や本県の交通事故等の状況を踏まえて策定

2 計画の位置付け

- 交通安全対策基本法第25条に基づく県計画
- 「やまぐち維新プラン」の施策別計画

3 計画の期間

令和3年度から令和7年度までの5年間

4 基本目標

「交通安全県やまぐち」を実現するため、人命尊重の考え方に立って、交通事故のない社会を目指す。

5 推進上留意すべき事項

- 交通社会の三要素(人、交通機関、交通環境)の考慮
- これから5年間(計画期間)において特に注視すべき事項
- 交通実態等を踏まえたきめ細かな対策の推進
- 地域ぐるみの交通安全対策の推進

6 施策の方向

- 交通安全思想の普及徹底
- 通学路等における交通安全対策の推進
- 交通事故から高齢者等を守る対策の推進
- 救助・救急活動、被害者支援の充実
- 経営トップ主導による自主的な安全管理体制の充実・強化

7 計画の内容

(1) 道路交通の安全

- ア 交通安全思想の普及徹底
- イ 道路交通環境の整備
- ウ 安全運転の確保
- エ 道路交通秩序の維持
- オ 車両の安全性の確保
- カ 救助・救急活動の充実
- キ 被害者支援の充実と推進
- ク 研究開発の充実

(2) 鉄道交通の安全

- ア 鉄道交通環境の整備
- イ 鉄道交通の安全に関する知識の普及
- ウ 鉄道の安全な運行の確保
- エ 鉄道車両の安全性の確保
- オ 救助・救急活動の充実
- カ 被害者支援の推進
- キ 鉄道事故等の原因究明と事故等防止

(3) 踏切道の交通の安全

- ア 踏切道の立体交差化、構造改良及び歩行者等立体横断施設整備の推進
- イ 踏切保安設備の整備及び交通規制の実施
- ウ 踏切道の統廃合の促進
- エ その他踏切道の交通の安全及び円滑化等を図るための措置

8 目標指標

- 道路交通
令和7年までに交通事故死者数36人以下を目指す。
令和7年までに交通事故重傷者数390人以下を目指す。
- 鉄道交通
乗客の死者数ゼロを目指す。
運転事故全体の死者数2人以下を目指す。
- 踏切道
踏切事故件数ゼロを目指す。

